

知っていますか？

「消費者契約法」

～平成29年6月施行 一部改正されました～

お問い合わせ 消費生活センター（平日）午前9時～午後4時

☎57-8143

消費者ホットライン
188 (嫌や！泣き寝入り)

高齢者の消費者被害増加などに対応するため、「消費者契約法」が改正され、契約を取消することができる対象範囲の拡大や、不当な契約条項が明確になりました。

《消費者契約法とは・・・》

消費者が商品購入やサービス利用のために事業者と結ぶ契約（消費者契約）を対象として、どのようなときに契約の取消しができるのか、どんな契約条項が無効なのかを示されています。

今回は、契約を「取消し」することができるポイントを紹介いたします。この契約、おかしいなと思ったら一人で悩まず、まずはご相談ください。

改正のポイント

取消し 事業者の不当な勧誘

により契約したときは、消費者はその契約を取り消すことができます。

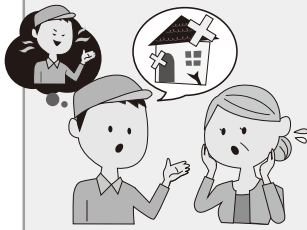
（取消し）することができる例

（例1）実際に被害がないのに床下にシロアリがいて家が倒壊すると説明され、怖くなって駆除の契約をしてしまった。（不実告知）

○生命、身体、財産その他の重要な利益について危険を回避するために必要と消費者に判断させるために、事実と反している説明などが行われた場合は、契約を取り消すことができます。

（例2）販売事業者は、高齢の親がひとり暮らしであることを知りながら、数年かけても食べきれない量を勧誘して購入させていた。（過量契約）

○消費者にとって通常必要とされる分量を著しく超えていること（過量）を知りながら勧誘して販売した場合、契約の取消しが認められます。



首都圏情報コーナー

「長谷寺と佐渡」文化講演会で熱演

6月18日(日)、東京青山アイビーホールで首都圏佐渡連合会主催の第10回文化講演会が開催され、総勢1000人の方々に会場は満員となりました。

講師には畑野地区の真言宗長谷寺、富田宝元住職をお招きし、「長谷寺と佐渡」と題し、世阿弥等寺を訪れた歴史上の人々、寺に残る国の重要文化財十一面観音立像などの宝物、長谷寺と佐渡観光などについて、ユーモアを交えて明快なお話がありました。会場の大スクリーンに映し出される映像を見ながらのお話には、参加者は感銘を受け、じっと聞き入っていました。

また、特別参加の佐渡市文化財室の野口室長からは「佐渡の仏教文化」と題し、国指定の重要文化財である国分寺の薬師如来像など佐渡に残る古代仏像15件について、文化財としての重要性などお話があり、2人の話に大きな拍手を送りつつ、満足の笑みを浮かべ講演会は終了しました。

講演会終了後の懇親会では68人が参加し、佐渡の地酒などを味わいながら親交を深めました。

（文責）首都圏佐渡連合会文化芸能部会長 元田利夫



熱演する富田住職

編集後記

7月に発生した梅雨前線豪雨の被害にあわれた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

今回の大雨では、気象台から50年に一度の記録的な大雨への警戒が呼びかけられましたが、私が通勤で使っている道路も土砂崩れのため迂回を余儀なくされるなど、自然災害の猛威を改めて思い知らされました。（k.o）